

【様式2】

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	こども家庭部 こどもえがお課
------	----------------

実施事案名	松山市こども計画（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>国は、こどもまんなか社会の実現に向けて、こども施策の基本的な方針や重要事項を定める「こども大綱」を令和5年12月に閣議決定し、市町村は「こども大綱」を勘案して、各市町村のこども施策についての計画（市町村こども計画）を定めるよう努めるものとするという、こども基本法第10条第2項の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「松山市こども計画」を策定します。</p> <p>また、こども基本法第10条第5項の規定により、他のこどもに関する個別計画と一体的に作成することができることとされていることから、「松山市子ども・子育て支援事業計画」「松山市ひとり親家庭等自立促進計画」「松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」「松山市成育医療等に関する計画」を包含し、一体的に策定します。</p>
策定根拠となる法令等	こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項、第5項
政策等の案の関係資料	

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和7年2月7日（金）
------------	-------------